

会 員 各 位

重 要

令和2年4月17日

(一社)兵庫県宅地建物取引業協会
姫 路 支 部
支 部 長 久内麻佐行
総務部長 大出裕崇

会員の皆様へのお願い
(緊急事態宣言の発令を受けて)

謹啓

陽春の候、会員各位におかれましては、益々ご清祥の段、お慶び申し上げます。
平素は支部運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当支部においては、今般の緊急事態宣言の発令を受け、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、以下の通り対策を講じることといたします。

つきましては、会員の皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

- ① 対策期間：令和2年4月20日（月）～5月6日（水・祝）※予定
（土日祝は従来通り閉所）
- ② 宅建免許申請（新規・更新）及び変更届の手続きの受付時間を変更致します。
午前10時～午後4時まで
※但し、正午～午後1時は閉所致します。
ご来所される場合は、必ず事前にご連絡いただき、ご予約のうえ、マスクの着用および手指の消毒をお願いいたします。
- ③ できる限り支部事務所へのご来所はお控え下さい。
各種届出書類の事前確認をご希望の場合には、お電話のうえメール、FAXでの対応もさせていただきますので、ご利用下さい。また、提出につきましても、簡易書留またはレターパック赤（対面受取）をご利用頂いても結構です。
- ④ 以下に該当される方はご来所されませんよう、お願いいたします。
（ア）風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）
（イ）強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある
※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

【お問い合わせ】TEL：079-231-5201（午前9時～午後4時）

FAX：079-231-5202

MAIL：info@takkenhimeji.com

以上